

# 収容動物の管理・譲渡動物の管理訓練育成及び 愛護事業用動物の飼養管理業務委託実施要領

## 業務内容

業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）の作業内容は、次のとおりとする。

### 1 動物愛護センター（以下「センター」という。）における業務

- ア 収容動物の飼養管理、致死処分後の保管及び収集業務車への搬出
- イ 収容施設（別紙1「収容棟・管理棟の一部」）の清掃及び消毒
- ウ 譲渡動物の飼養管理
- エ 譲渡動物飼養施設（別紙1「収容棟・管理棟の一部」）の清掃及び消毒
- オ 譲渡動物の基本的なしつけ・訓練・馴化の補助
- カ 幼齢動物の基本的な育成・社会化の補助
- キ 搬送用ケージ、容器等の洗浄及び消毒
- ク 所有者への返還及び引取りの対応
- ケ 収集搬送業務車搬入時に受入室から収容室への搬入
- コ センター捕獲車搬入時に受入室から収容室への搬入補助
- サ 収容棟周辺の除草及び収容棟南側屋外犬係留場所の環境整備
- シ 譲渡対象犬の屋外犬係留場所への係留及び管理
- ス 子犬の飼養管理及び子犬舎の清掃及び消毒
- セ 子猫の飼養管理及び子猫ケージ等の洗浄及び消毒
- ソ 愛護事業用動物の飼養管理及び愛護動物舎の清掃及び消毒
- タ 飼養施設等における施設及び設備類の点検業務
- チ 可動式子犬・猫ケージ等の洗浄及び消毒
- ツ 収容施設（別紙1「収容棟・管理棟の一部」）内の収容動物の移動

### 2 動物愛護センター東葛飾支所（以下「支所」という。）における業務

- ア 収容動物の飼養管理
- イ 収容施設（別紙4「収容棟・管理棟の一部」）の清掃及び消毒
- ウ 所有者への返還及び引取りの対応
- エ 抑留期間が満了した収容動物、引取った犬、猫の搬出の補助
- オ 譲渡動物の飼養管理
- カ 幼齢動物の基本的な育成・社会化の補助
- キ センター捕獲車搬入時に受入室から収容室への搬入補助

### 3 業務従事日時

(1) 動物愛護センター 富里市御料709-1

ア 受託者は、毎日業務に従事するものとする。

イ 開庁日の業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、その間に業務をすべて終了すること。作業内容・人数は(別紙2)を参考とする。

ウ 閉庁日(土、日、祝日、年末年始)の業務時間は午前8時30分から午後3時30分までとし、その間に業務をすべて終了すること。作業内容・人数は(別紙3)を参考とする。

(2) 動物愛護センター東葛飾支所 柏市高柳1018-6

ア 受託者は、毎日業務に従事するものとする。

イ 開庁日の業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、その間に業務をすべて終了すること。作業内容・人数は(別紙5)を参考とする。

ウ 閉庁日(土、日、祝日、年末年始)の業務時間は午前8時30分から午後4時までとし、その間に業務をすべて終了すること。作業内容・人数は(別紙5)を参考とする。

### 4 報 告

(1) 受託者は、前記業務に従事するときは、センターまたは支所の狂犬病予防員による指示に基づいて実施し、終了後、委託業務管理日誌(本所)(第1号様式)又は委託業務管理日誌(支所)(第2号様式)によりセンター所長の確認を受けなければならない。

(2) 受託者は、動物が死亡した場合はセンターまたは支所の狂犬病予防員へ速やかに通報し、指示に基づき対応すること。

(3) 受託者は、受託業務範囲の機械、器具、設備などに故障または破損が生じたときは、センター職員へ通報し、指示を受けなければならない。

### 5 動物愛護センターの負担とする経費

(1) 業務で使用する設備、機械等の保守点検経費及び修繕費。  
ただし、受託者の責に帰する場合は除く。

(2) 業務で使用する飼料、薬剤、備品及び消耗品に関する経費。  
(業務従事者の被服等は除く。)

(3) 業務に必要な燃料、電気及び水道の使用料金。

### 6 その他

(1) 動物の取扱いは、動物愛護思想の理念のもとに行うこと。  
(2) 収容動物とはセンターに収容しているすべての動物。

- (3) 謾渡動物とは謹渡対象のすべての動物。
- (4) 当要領に基づく業務は、再委託は認めない。
- (5) 致死処分後の保管方法並びに場所は、センター所長が指示する。
- (6) その他センター及び支所の収容動物等でセンター所長が指示した事項。

## 7 対象施設

- (1) 千葉県動物愛護センター  
千葉県富里市御料 709-1
- (2) 千葉県動物愛護センター東葛飾支所  
千葉県柏市高柳 1018-6

附 則 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成6年9月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 委託業務管理日誌（本所）

年　　月　　日（　　）			氏名				
搬　入		犬　頭　　猫　頭		返　還		犬　頭　　猫　頭	
搬出作業（焼却）		犬　　　　　　Kg 猫　　　　　　Kg		未搬出（残）無・有		犬　　　　　　Kg 猫　　　　　　Kg	
施設名		室名		飼養管理頭數		備考	
				犬	猫	給餌 給水	清掃
収容棟		譲渡犬室 B					
		譲渡犬室 D					
		小型犬室 C					
		動物収容室 E					
		譲渡犬室 A					
		第 1 号室					
		第 2 号室					
		第 3 号室					
		第 4 号室					
		第 5 号室					
収容棟（猫）		猫室					
犬係留場所		屋外					
子犬舎①		No.1~4					
子犬舎②		No.1~ 4					
愛護動物舎							
管理棟		譲渡犬管理室					
		モデル犬管理室					
		手術室					
		譲渡猫管理室 A					
		譲渡猫管理室 B					
		譲渡猫管理室 C					
		猫の部屋					
合計							

第1号様式

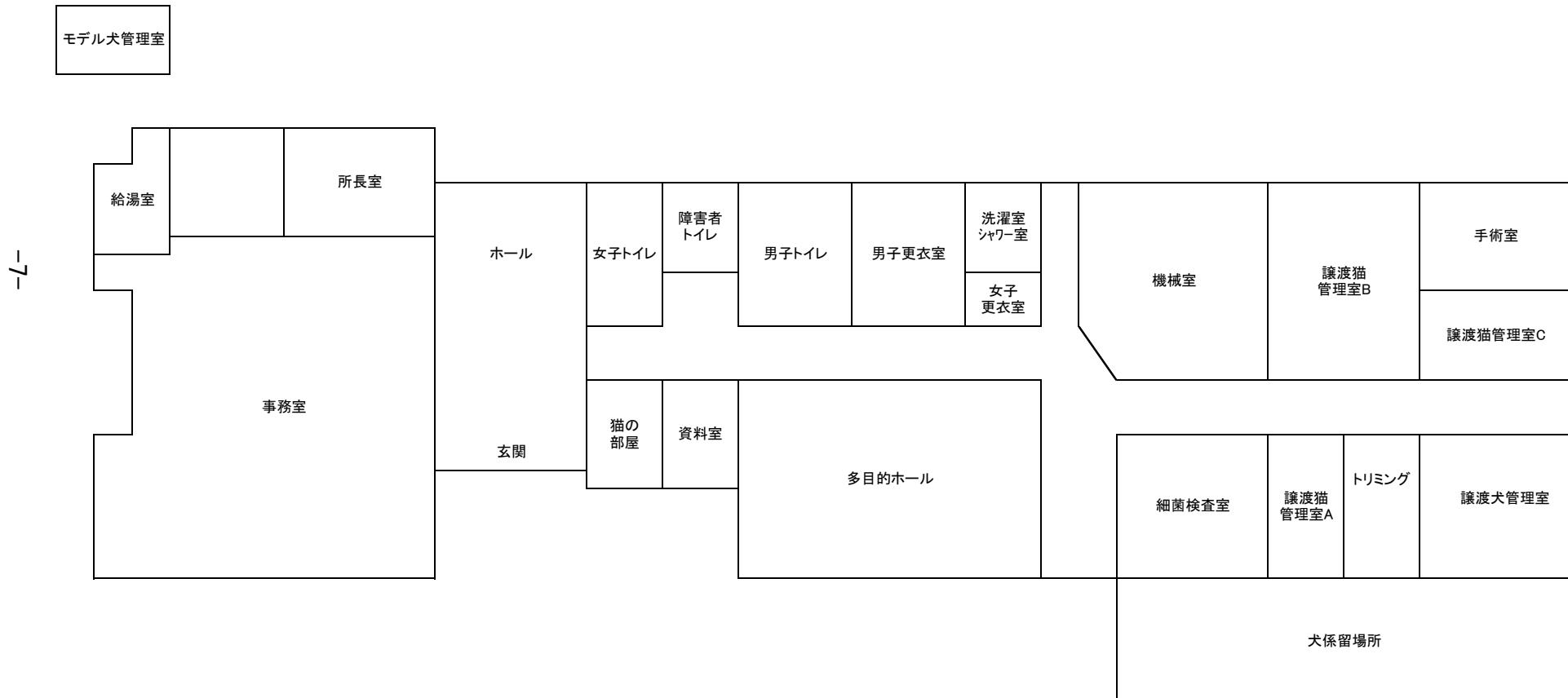
	成体		幼齢	
	犬	猫	犬	猫
譲渡動物の基本的なしつけ・訓練頭数		—		—
譲渡動物の基本的なしつけ・訓練終了頭数		—		—
育成頭数	—	—		
馴化頭数				
飼養動物の事故等				
機械・器具の不良等				
備考				

## 委託業務管理日誌（支所）

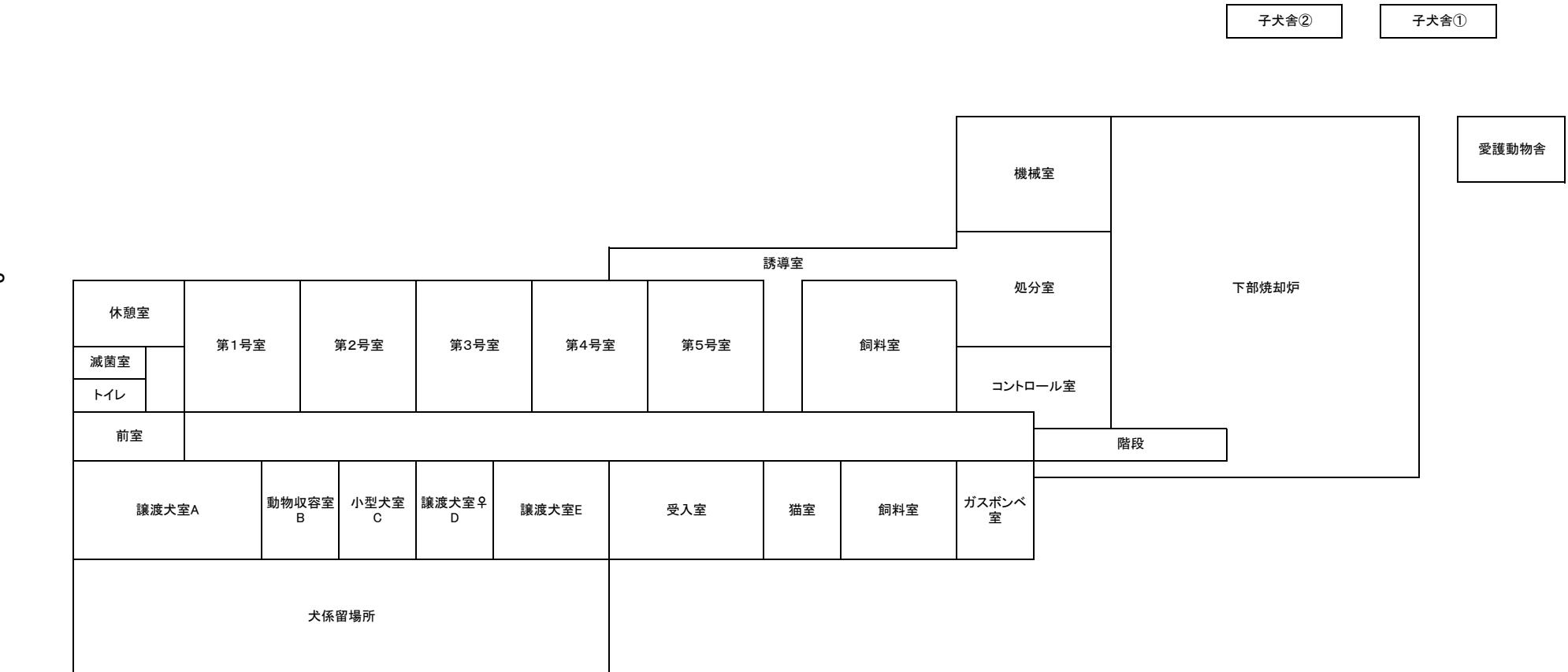
年　月　日（　）		氏　名					
施設名	室名	飼養管理頭数		給 餌 給 水	清 掃	消 毒	備考
		犬	猫				
収容棟（犬）	鑑定室						
	第1室						
	第2室						
	第3室						
	第4室						
	第5室						
収容棟（猫）	第6室						
	猫室						
譲渡猫舎	成猫						
犬係留場所	屋外						
管理棟（猫）	手術室						
合計				/	/	/	

飼養動物の事故等
機械・器具の不良等
備考

## 動物愛護センター管理棟



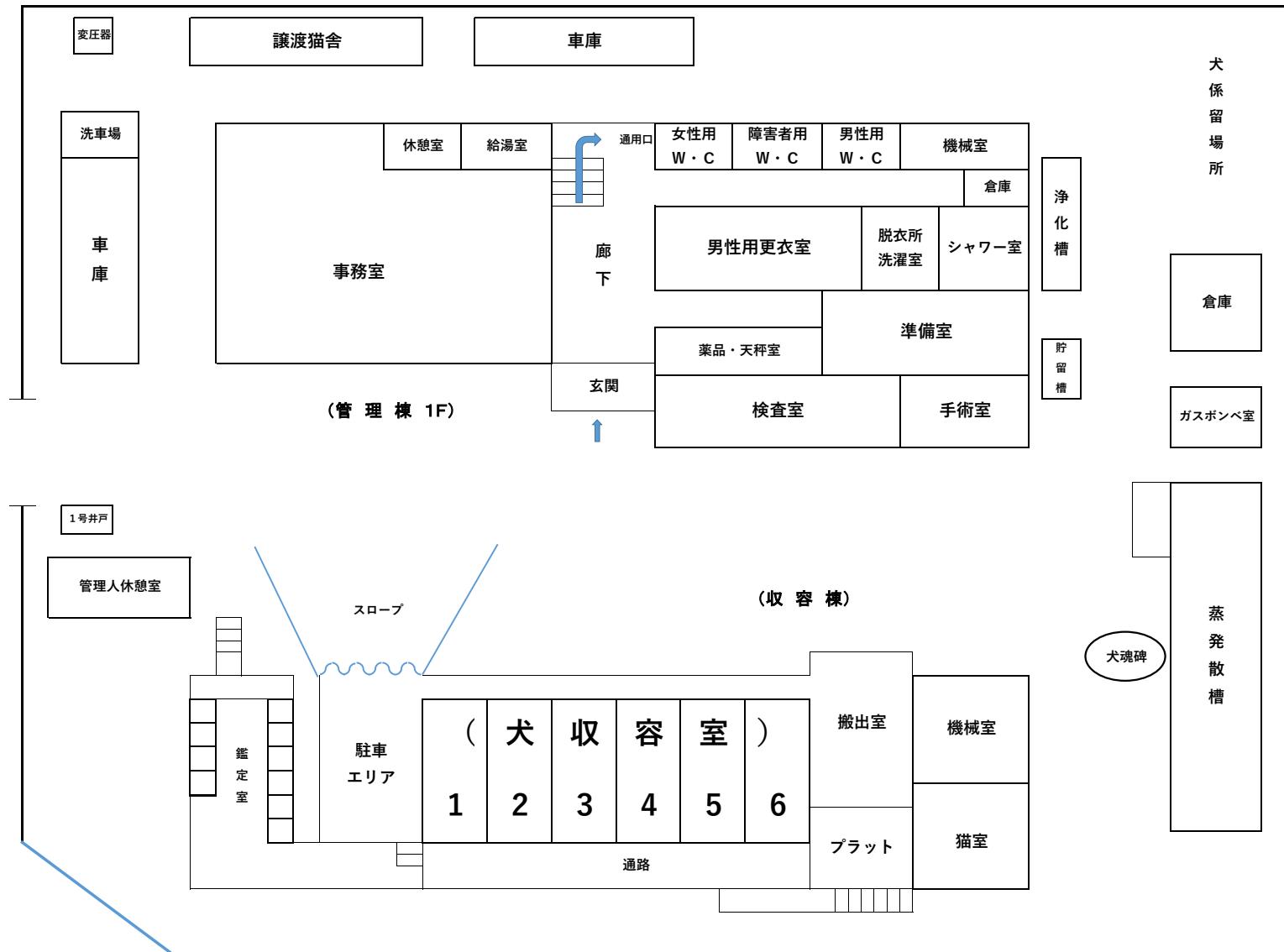
## 動物愛護センター収容棟



動物愛護センター東葛飾支所



6



## 収容施設一覧

※ 作業人数は参考とする

施設名	室名	収容可能 頭数	ケージ数	延べ面積	人 数		備考	
					平 日	休 日		
収容棟(犬)	譲渡犬室B	5	5	770m <sup>2</sup>	勤務時間 8:30～15:00 3人		※①は係留頭数、 収容可能頭数には 含まない  ※② 係留場所は 1施設として計上  ※③ 譲渡動物の基 本的なしつけ・訓練・ 馴化の補助を中心に 実施	
	譲渡犬室D	5	5					
	小型犬室C	10	10					
	動物収容室E	2	2		勤務時間 12:00～15:00 3人			
	譲渡犬室A	8	8					
	第1号室	4	4					
	第2号室	4	4					
	第3号室	14	14					
	第4号室	12	12					
	第5号室	20	1部屋					
収容棟(猫)	猫 室	16	16	184m <sup>2</sup>	勤務時間 15:00～17:15 2人		勤務時間 8:30～15:30 3人	
犬係留場所	屋 外	※① 15	※② 1					
子犬舎①	No.1～No.4	8	4部屋					
子犬舎②	No.5～No.8	8	4部屋					
愛護動物舎		1	1部屋					
管理棟(犬)	譲渡犬管理室	10	10	25m <sup>2</sup>	勤務時間 8:30～15:00 1人※③		勤務時間 8:30～15:00 1人※③	
	モデル犬管理室	4	4	51m <sup>2</sup>				
管理棟(猫)	手術室	犬1 猫4	5	17m <sup>2</sup>				
	譲渡猫管理室A	12	6	15m <sup>2</sup>				
	譲渡猫管理室B	15	5+1区画	32m <sup>2</sup>				
	譲渡猫管理室C	12	6	15m <sup>2</sup>				
	猫の部屋	6	1部屋	12m <sup>2</sup>				
計	27室	181	104	1180m <sup>2</sup>				

## 平日タイムスケジュール（例）

収容動物の飼養管理		
8:30～12:00	12:00～13:00	13:00～17:15
収容棟の犬・負傷猫管理(給餌・給水・清掃等)	休憩	譲渡対象動物の飼養管理 屋外施設から収容棟に戻し、係留場所の清掃・消毒 給餌・給水等
子犬舎①②の給餌・給水・清掃等		センター捕獲車到着時に犬・猫の搬入補助
愛護動物舎の給餌・給水・清掃等		犬猫等収集業務委託車到着時の搬入業務
譲渡対象動物の飼養管理 屋外施設へ係留し環境に適応させる 給餌・給水と飼養場所の清掃		機械類の点検等
		返還・引取り犬猫の対応、焼却対象動物の保管・搬出業務

## 作業工程

①(2人 8:30～15:00)

8:30～10:00 子犬舎①②の給餌・給水・清掃等
↓
10:00～11:00 愛護動物舎・収容棟猫室
↓
11:00～12:00 収容棟譲渡対象犬の係留補助
↓
12:00～13:00 休憩
↓
13:00～14:00 子犬の基本的なしつけ(育成・社会化等)
↓
14:00～15:00 子犬舎周辺の環境整備(掃除洗濯等)

②(3人 8:30～17:15)

返還・ 引取り 犬猫の 対応	8:30～12:00 収容棟収容犬・負傷猫の給餌・給水・清掃等 収容棟譲渡対象犬の係留・飼養場所の清掃 ・消毒・基本的なしつけ等
	↓
	12:00～13:00 休憩
	↓
	13:00～14:30 譲渡対象犬を収容棟へ戻し清掃消毒・給餌・給水
	↓
	14:30～17:00 搬入車からの動物の受け入れと給餌・給水
	↓
	17:00～17:15 終業点検

③(1人 8:30～17:15)

返還・ 引取り 犬猫の 対応・ 焼却対象 動物 の 保管・搬出 業務	8:30～12:00 管理棟及び収容棟の譲渡対象犬猫の基 本的なしつけ・育成・馴化
	↓
	12:00～13:00 休憩
	↓
	13:00～17:15 管理棟及び収容棟の譲渡対象犬猫の基 本的なしつけ・育成・馴化

※ 作業人数は参考とする

## 休日タイムスケジュール (例)

収容動物の飼養管理		
8:30~12:00	12:00~13:00	13:00~15:30
管理棟哺乳猫飼養管理(ミルク・排泄・清掃等)1回目	休憩	管理棟譲渡対象猫の飼養管理(給餌・給水・清掃等)
モデル犬の飼養管理(トイレ・給水・清掃等)1回目		管理棟譲渡対象犬 2回目 (犬はクレート管理、午後はトイレを済ませクレートに戻す)
管理棟譲渡対象犬 1回目 (犬はクレート管理、午前は給餌・給水・トイレ・清掃等)		モデル犬の飼養管理(トイレ・給餌・清掃等)2回目
収容棟の犬・負傷猫 (給餌・給水・清掃等)		管理棟の子猫(給餌・給水・清掃等)2回目
愛護動物舎の愛護動物 (給餌・給水・清掃等)		管理棟の哺乳猫(ミルク・排泄・清掃等)2回目
収容棟の猫室・子犬舎①②の給餌・給水・清掃等		
管理棟の子猫(給餌・給水・清掃等)1回目		

## 作業工程

①(午前 3人)

8:30~9:00(哺乳猫・モデル犬1回目)



9:00~10:15(管理棟譲渡対象犬1回目)



10:15~12:00(子犬舎・愛護動物舎及び収容棟猫室・管理棟子猫)



②(午前 1人)

8:30~12:00(収容棟収容犬・負傷猫)

12:00~13:00(休憩)  
①+②(午後 3人)

※ 作業人数は参考とする

13:00~14:00(管理棟譲渡対象猫・子猫2回目)



14:00~15:00(管理棟譲渡対象犬2回目)



15:00~15:30(哺乳猫・モデル犬2回目)

## 収容施設一覧（東葛飾支所）

施設名	室名	収容可能頭数	ケージ数	延べ面積	人 数		備考
					平日	休日	
収容棟(犬)	鑑定室	10	10	120m <sup>2</sup>	1人	1人	※①は係留頭数、収容可能頭数には含まない
	第1室	9	1部屋				※② 係留場所は1施設として計上
	第2室	9	1部屋				※③ 管理棟並びに収容棟周辺
	第3室	9	1部屋				※④ 人数が”0”的箇所は職員で対応
	第4室	9	1部屋				
	第5室	10	1部屋				
	第6室	2	1部屋				
収容棟(猫)	猫 室	30	26	18m <sup>2</sup>	0		
譲渡猫舎	成 猫	13	9				
犬係留場所	屋 外	※① 8	※② 1	※③85m <sup>2</sup>			
管理棟(猫)	手術室	4	4	5m <sup>2</sup>	※④0		
計	29室	105	56	228m <sup>2</sup>	1人		

※ 作業人数は参考とする

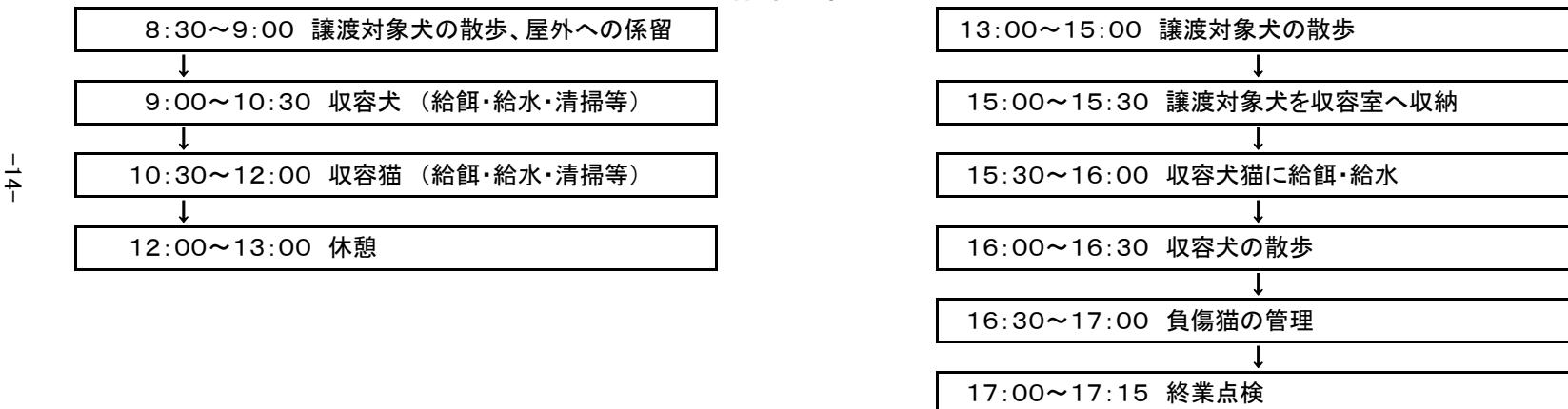
## 東葛飾支所 平日タイムスケジュール (例)

収容動物の飼養管理		
8:30~12:00	12:00~13:00	13:00~17:15
譲渡対象犬の散歩と屋外係留場所への係留	休憩	収容犬（給餌・給水・散歩・清掃等）
収容犬（給餌・給水・清掃等）		収容猫（給餌・給水・清掃等）
収容猫（給餌・給水・清掃等）		譲渡対象犬の収容室への収納
		負傷猫の管理

## 作業工程

人数(1人)

※ 作業人数は参考とする



## 東葛飾支所 休日タイムスケジュール (例)

収容動物の飼養管理
8:30~16:00
収容犬（給餌・給水・清掃等）
収容猫（給餌・給水・清掃等）

作業工程・人数(1人)
8:30~10:00 収容犬（給餌・給水・清掃等）
↓
10:00~12:00 収容猫（給餌・給水・清掃等）
↓
12:00~13:00 休憩
↓
13:00~16:00 収容猫（給餌・給水・清掃等）

※ 作業人数は参考とする